

(別表1)

日常生活用具種目表

種目	番号	品目	主な性能等	基準額(円)	耐用年数	障がいのある人		障がいのある子ども	
						該当※	対象要件	該当※	対象要件
介護・訓練支援用具	1	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	160,000	8年	●	下肢又は体幹機能障害2級以上		
	2	特殊寝台付属品	サイドレール、マットレス、テーブル、スライディングボード等の特殊寝台と一体的に使用されるもの。	30,000	8年	●	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として特殊寝台または訓練用ベッドの支給歴がある者	●	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として特殊寝台または訓練用ベッドの支給歴がある者
	3	特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できるようマットにビニール等の加工などの機能を有するもの。	19,600	5年	●	①児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの ②下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	●	①児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの ②下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）
	4	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000	5年	●	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	●	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。） 原則として学齢児以上の者
	5	入浴担架	障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400	5年	●	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）	●	下肢又は体幹機能障害2級以上で入浴に介護を要する者で原則として3歳以上の者
	6	体位変換器	障がい者（児）又は介護者が障がい者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000	5年	●	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	●	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） で、原則として学齢児以上の者
	7	移動用リフト	介護者が重度身体障がい者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	159,000	4年	●	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	●	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として3歳以上の者
	8	訓練用椅子	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100	5年			●	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として3歳以上の者
	9	訓練用ベッド	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの。	160,000	8年			●	下肢又は体幹機能障害2級以上
	10	褥瘡（床ずれ）防止用具	体圧分散により褥瘡の防止をするためのもので、エアーマットと送風装置からなるもの。又は、水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなるもの。	100,000	8年	●	次のいずれかに該当する者で、寝返りができないなど自力では除圧動作ができず、褥瘡の危険性がある者 ア 下肢又は体幹機能障害1級 イ 下肢又は体幹機能障害2級及び上肢障害2級で総合等級1級	●	次のいずれかに該当する児童で、寝返りができないなど自力では除圧動作ができず、褥瘡の危険性がある者 ア 下肢又は体幹機能障害1級 イ 下肢又は体幹機能障害2級及び上肢障害2級で総合等級1級
自立生活支援用具	11	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年	●	下肢又は体幹機能障害者で、入浴に介助を必要とする者	●	下肢又は体幹機能障害で、入浴に介助を必要とする者で原則として3歳以上の者
	12	便器	障がい者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450	8年	●	下肢又は体幹機能障害2級以上	●	下肢又は体幹機能障害2級以上
		手すり（便器取付）		5,400					
	13	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	12,160	3年	●	①児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者 ②平衡機能もしくは下肢・体幹機能障害を有し、頻繁に転倒するおそれのある者	●	①児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者 ②平衡機能もしくは下肢・体幹機能障害を有し、頻繁に転倒するおそれのある者
	14	T字杖・ぼう状杖	T字杖又は棒状のつえ。	3,090	3年		平衡機能もしくは下肢・体幹機能障害		平衡機能もしくは下肢・体幹機能障害
15	移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8年	●	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	●	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者で原則として3歳以上の者	

(別表1)

日常生活用具種目表

種目	番号	品目	主な性能等	基準額(円)	耐用年数	障がいのある人		障がいのある子ども	
						該当※	対象要件	該当※	対象要件
自立生活支援用具	16	特殊便器	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8年	●	上肢障害2級以上	●	①児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排泄後の処理が困難なものの②上肢障害2級以上原則として学齢児以上の者
	17	火災警報機	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	7,000	8年	●	①児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者 ②身体障害者手帳の障害等級2級以上	●	①児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者 ②身体障害者手帳の障害等級2級以上
	18	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700	8年	●	①児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者 ②身体障害者手帳の障害等級2級以上	●	①児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者 ②身体障害者手帳の障害等級2級以上
	19	電磁調理器	視覚障がい者等が容易に使用し得るもの。	35,000	6年	●	①児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度のもの ②視覚障害2級以上	/	/
	20	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	12,000	10年	●	視覚障害2級以上	●	視覚障害2級以上で原則として学齢児以上の者
	21	聴覚に障がいのある者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400	10年	●	聴覚障害2級	/	/
	22	保護ブーツ	足部の保護及び保温をする性能を有し、障がい児が容易に着脱することができるもの。	15,000	3年	/	/	●	下肢・移動3級以上及び下肢機能障害を有すると認められる体幹機能障害3級以上で、車いす利用の障がい児(3歳以上18才未満)。ただし、他の制度で取得できる場合は対象外。
在宅療養等支援用具	23	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500	5年	●	腎臓機能障害3級以上で自己連続換行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	●	腎臓機能障害3級以上で自己連続換行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者で原則として3歳以上の者
	24	ネブライザー	障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	36,000	5年	●	呼吸器機能障害3級以上の者。音声・言語、咀嚼機能障害の者。肢体もしくは体幹の機能障害2級以上の者。	●	呼吸器機能障害3級以上の者。音声・言語、咀嚼機能障害の者。肢体もしくは体幹の機能障害2級以上の者。
	25	電気式たん吸引器	障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	56,400	5年	●	呼吸器機能障害3級以上の者。音声・言語、咀嚼機能障害の者。肢体もしくは体幹の機能障害2級以上の者。	●	呼吸器機能障害3級以上の者。音声・言語、咀嚼機能障害の者。肢体もしくは体幹の機能障害2級以上の者。
	26	酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用し得るもの。	17,000	10年	●	医療保険における在宅酸素療法を行う者	/	/
	27	視覚障害者用音声式体温計	視覚障がい者等が容易に使用し得るもの。	9,000	5年	●	視覚障害2級以上	●	視覚障害2級以上で原則として学齢児以上の者
	28	視覚障害者用体重計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	15,000	5年	●	視覚障害2級以上	/	/

(別表1)

日常生活用具種目表

種目	番号	品目	主な性能等	基準額(円)	耐用年数	障がいのある人		障がいのある子ども		
						該当※	対象要件	該当※	対象要件	
在宅療養等支援用具	29	視覚障害者用音声式血圧計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	15,000	5年	●	視覚障害2級以上			
	30	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングできる機能を有し、障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	60,000	5年	●	【医師の診断書によりその必要性をみとめられるもので】 ・呼吸器機能障害3級以上の障がい者手帳を所持し、在宅酸素療法又は、人工呼吸器を装着している者 ・重度の身体障害者で進行性の疾病等により在宅酸素療法又は、人工呼吸器を装着している者 ・重症心身障害者	【医師の診断書によりその必要性をみとめられるもので】 ・呼吸器機能障害3級以上の障がい者手帳を所持し、在宅酸素療法又は、人工呼吸器を装着している者 ・重度の身体障害者で進行性の疾病等により在宅酸素療法又は、人工呼吸器を装着している者 ・重症心身障害児		
	31	パルスオキシメーター(測定センサー) (測定センサー)	測定センサーが別体となったパルスオキシメーターを使用しているもの。 ①測定センサー(粘着式) ②測定センサー①以外	①7,500 ②50,000	①1ヶ月 ②6ヶ月		【医師の意見書によりその必要性を認められるもので】測定センサーが別体となった機器を使用する者	【医師の意見書によりその必要性を認められるもので】測定センサーが別体となった機器を使用する者		
情報・意思疎通支援用具	32	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	98,800	5年	●	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者で、発声・発語に著しい障害を有する者	●	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児で、発声・発語に著しい障害を有する者で原則として学齢児以上の者	
	33	情報・通信支援用具	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等・・・視覚障害者用ワープロソフト、画面音声化ソフト、点字ディスプレイ、拡張ソフト、トラックボール(マウス代替)等	100,000	5年		上肢障害2級以上、体幹機能障害、視覚障害2級以上			
	34	点字ディスプレイ	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	280,000	6年	●	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者で、必要と認められる者			
	35	点字器	標準型	点字を打つための用具で障がい者が容易に使用し得るもの	10,400	7年		視覚障害		視覚障害
			携帯用		7,200	5年				
	36	点字タイプライター	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	63,100	5年	●	視覚障害2級以上(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	●	視覚障害2級以上で、原則として就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者	
	37	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。 ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品で、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	85,000	6年	●	視覚障害2級以上	●	視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上の者
再生専用機				35,000						
テープレコーダー			視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	23,000	6年					
38	視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読みとり、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	99,800	6年	●	視覚障害2級以上	●	視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上の者		
39	視覚障害者用拡大読書器	据置型	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	198,000	8年	●	視覚障害者で本装置により文字等を読むことが可能になる者	●	視覚障害児で本装置により文字等を読むことが可能になる者で原則として学齢児以上の者	
		携帯用		89,000	5年					

(別表1)

日常生活用具種目表

種目	番号	品目	主な性能等	基準額(円)	耐用年数	障がいのある人		障がいのある子ども		
						該当※	対象要件	該当※	対象要件	
情報・意思疎通支援用具	40	触読時計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	12,000	10年	●	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	/	/	
		音声時計		15,000						
		置時計		10,000						
	41	聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信可能な機器であり、障がい者(児)が容易に使用できるもの。	71,000	5年	●	聴覚に障がいのある者又は発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	●	聴覚に障がいのある児童又は発声・発語に著しい障害を有する児童で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者	
	42	聴覚障害者用情報受信装置	① 字幕及び手話通訳付きの聴覚に障がいのある者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受診するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。 ② 人工内耳体外機を作動させるための電池等 ア 空気圧給電池等 イ 充電電池 a 充電電池 b 充電器 ※ア・イのいずれか選択制	①88,900	6年	●	聴覚に障がいのある者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	●	聴覚に障がいのある児童で、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童	
				②ア 2,300円/月 イ a 15,300円/回 b 25,200円/回						1年(充電器は3年)
	43	人工喉頭	笛式	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き講音化するもの。	5,000	4年	/	喉頭突出による音声機能又は言語機能障害を有する障がい者	/	喉頭突出による音声機能又は言語機能障害を有する障がい児
			電動式	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、終局的に音源を口腔内に導き講音化するもの。	70,100	5年				
	44	埋込型人工喉頭用人工鼻	常時埋込型的人工喉頭を使用し、シャント発声を可能するもので、必要な消耗部品が容易に使用し得るもの。(HMEフィルター(カセット)、フィルター(カセット)を気管孔に取付けるもの、気管孔への水の侵入を防ぐ器具及び気管孔装着用アクセサリ(接着剤、剥離剤)等。)ただし、本体部分を除く。	23,760 (1か月あたり)	-	-	喉頭突出による音声機能又は言語機能障害を有する障がい者で、常時埋込型的人工喉頭を使用する者に限る	/	喉頭突出による音声機能又は言語機能障害を有する障がい児で、常時埋込型的人工喉頭を使用する者に限る	
45	障害者用電話	障がい者が容易に使用し得るもの。	83,300	-	●	聴覚に障がいのある者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者及びファックス被貸与者	/	/		
46	ファックス	障がい者が容易に使用し得るもの。	50,000	5年	●	聴覚又は音声・言語機能障害3級以上で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	●	聴覚又は音声・言語機能障害3級以上で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(原則として学齢児以上の者)		
47	点字図書	点字により作成された図書。	-	-	●	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	●	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児		
48	物品識別装置(タッチ式ボイスレコーダー)	音声により物品の識別が可能なるもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	38,000	5年	●	視覚障害2級以上	/	/		
排泄管理支援用具	49	・ストーマ用具(ストーマ用品、洗腸用具) ・紙おむつ等(紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用)	①蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への器具密着などのために使用する用品を含む。	蓄便袋 8,858 蓄尿袋 11,639 紙おむつ等 12,360 (1か月あたり)	-	/	・ストーマ増設 ・高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難 ・高度の排尿機能障害	/	・ストーマ増設 ・高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難 ・高度の排尿機能障害	
			②蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップの付いたもので、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への器具密着などのために使用する用品を含む。							

(別表1)

日 常 生 活 用 具 種 目 表

種目	番号	品 目	主な性能等	基準額 (円)	耐用年数	障がいのある人		障がいのある子ども	
						該当※	対象要件	該当※	対象要件
	50	収尿器	①男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置のついたもの。 ②女性用 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの（普通型） もしくはポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの（簡易型）。	8,500	1年	●	・高度の排尿機能障害 ・脊髄損傷等により、排尿を自分の意思でコントロールできない方	●	・高度の排尿機能障害 ・脊髄損傷等により、排尿を自分の意思でコントロールできない方
住宅改修費	51	居宅生活動作補助用具	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000	—	●	下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害程度等級3級以上の者（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者）	●	下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する年齢以上の身体障害児で障害程度等級3級以上の者（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者）

※「該当」欄の●表示のあるものは、施設入所者については、通常施設で用意されるべき用具であり、原則給付対象外となる。